

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1. 立地

静岡市清水商工会が管轄する地域（以下 本会管轄地域 とする）は、図表1に示すとおり静岡市清水区のうち東部から中北部に至る蒲原、由比、興津、小島、両河内及び庵原の各地区をその範囲としている。面積では清水区の約8割近くを占めるが、人口では約2割の地域である。静岡市清水区は会議所と併存した地区であり、本会与商工会議所との管轄の区分は、図表1の朱線で囲まれた地域が本会管轄地域で、他の地域が静岡商工会議所清水事務所の管轄する地域である。

図表1 静岡市清水商工会 管轄地域 地図



1 (本会管轄地域面積 216k m²/清水区面積 273k m² 「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」の「地図で見る統計 (統計 GIS)」から国勢調査 (小地域) データをダウンロードした際に提供される境界データから本会にて計算 国土地理院等による公式な面積とは一致しない)

2. 地域の災害リスク

本会管轄地域は山々に囲まれ、興津・由比・蒲原地区は駿河湾に面した地域である。そのため、地震や台風等による災害により津波や土砂災害等の被害が発生することが予想されている。当地域における想定される災害リスク等については下記のとおりとなる。

①地震

本会管轄地域を含む静岡県では近い将来、「南海トラフ巨大地震」が発生することが予想されている。南海トラフは、日本列島が位置する大陸のプレートの下に、海洋プレートのフィリピン海プレートが南側から年間数 cm 割合で沈み込んでいる場所である。過去 1400 年間を見ると、南海トラフでは約 100 年～200 年の間隔で蓄積されたひずみを解放する大地震が発生している。近年では、昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから 70 年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっている。

現在、想定されている南海トラフ巨大地震の規模や発生確率等については下記図表 2・3 のとおりとなる。南海トラフ巨大地震は図表 2 で示すとおり、地震の規模は M8～M9 クラスと大きく、地震発生確率は、30 年以内に 70%～80% と近い将来巨大地震が発生する確率が非常に高い。また地震による本会管轄地域の震度分布については、図 3 で示すとおり本会管轄地域の大半の地区が南海トラフ巨大地震で震度 6 強の地震が発生することが予想されている。

図表 2 南海トラフ巨大地震 表

地震の規模	M8～M9 クラス
地震の発生確率	30 年以内に 70%～80%
地震経過確率	0.83
平均発生間隔	88.2 年

(出典：地震本部)

※地震経過確率とは、最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると 1.0 となる。

図表 3 南海トラフ巨大地震震度分布



(出典：静岡市防災情報マップ)

※ ■ 震度 7 ■ 震度 6 強 ■ 震度 6 弱

静岡市の地震による被害想定については、下記図表 4 で示すとおりとなる。地震による人的被害(死者数)を見てみると、全体の死者数の 8 割弱が本会管轄地域の清水区が占めており、他の地区に比べ地震による死者数が多く発生することが予想されている。その原因は、津波による被害が 9 割を超えており、本会管轄地域を含む清水区は、津波による甚大な被害が発生する地域であることが分かる。

図表 4 人的被害(死者数)

(単位：人)

	建物倒壊	津波	急傾斜崩壊	火災	その他	合計
葵区	600	0	50	500		1,100
駿河区	400	1,600	10	400		2,200
清水区	700	11,000	20	500	10	12,000
合計	1,700	12,600	80	1,400	10	15,300

(出典：静岡市防災マップ)

※南海トラフ巨大地震(M9 程度)を想定し被害数を算出

②津波

静岡県第 4 次地震被害想定によると想定される最大クラスの地震(南海トラフ巨大地震)が発生した場合、静岡市清水地区では、最大 11m(平均 6m)の津波が想定されている。本会管轄地域の津波による浸水被害を見てみると、下記図 5・6 示すとおり、興津地区では、海に近い地域は浸水被害が発生することが想定されており、避難対象地域(地震発生後、一目散に指定された津波避難ビル等に向かって必ず避難する地域)に指定されている。当会興津支所も駿河湾に近い場所に立地しており、避難対象地域となっている。

図表 5 津波による浸水分布(興津地区)



(出典：静岡市情報防災マップ)

線より中が避難対象地域

図表 6 津波による浸水分布(蒲原・由比地区)



(出典：静岡市情報防災マップ)

※ 浸水 0～50 c m 50 c m～1m 1～2m 2～3m

③洪水

本会管轄地域は、両河内・小島・興津の三地区にまたがる流域面積約 120 平方キロメートルの「興津川」と庵原地区を流れる流域面積 21.9 平方キロメートルの「庵原川」がある。洪水による浸水被害を見てみると、図表 7・8 で示すとおり両河川とも川沿いを中心に浸水被害が発生することが想定されている。2019 年 10 月の台風 19 号の影響による大雨で、興津川は氾濫危険水域を超え、浸水想定地域の住民 545 世帯 1,329 人に対し、避難勧告が発表される等、今後洪水による浸水被害が起こることが十分考えられる地域である。

図表 7 洪水による浸水分布(興津川)



(出典：静岡市情報防災マップ)

興津支所

図表 8 洪水による浸水分布(庵原川)



(出典：静岡市情報防災マップ)

浸水 0.3m未満
 0.3m以上 0.5m未満
 0.5m以上～1.0m未満
 1.0m 以上～3.0m 未満

④土砂災害

本会管轄地域は、山々に囲まれた地域であり図表 9・10 で示すとおり、どの地区でも土砂災害の発生の恐れがある。

図表 9 土砂災害(興津・庵原・小島両河内地区)



(出典：静岡市情報防災マップ)

図表 10 土砂災害(由比・蒲原地区)



(出典：静岡市情報防災マップ)

3. 商工業者の状況

2019年9月現在の本会管轄地域の商工業者数は、2,115事業者でありその内1,922事業者が小規模事業者となっている。本会管轄地域では、全国的な傾向と同様に、商工業者に対する小規模事業者の割合が高く、業種による差があるものの、全体においては90%を超えている。(図表10)

図表10 商工業者に対する小規模事業者の割合(2019年9月現在)

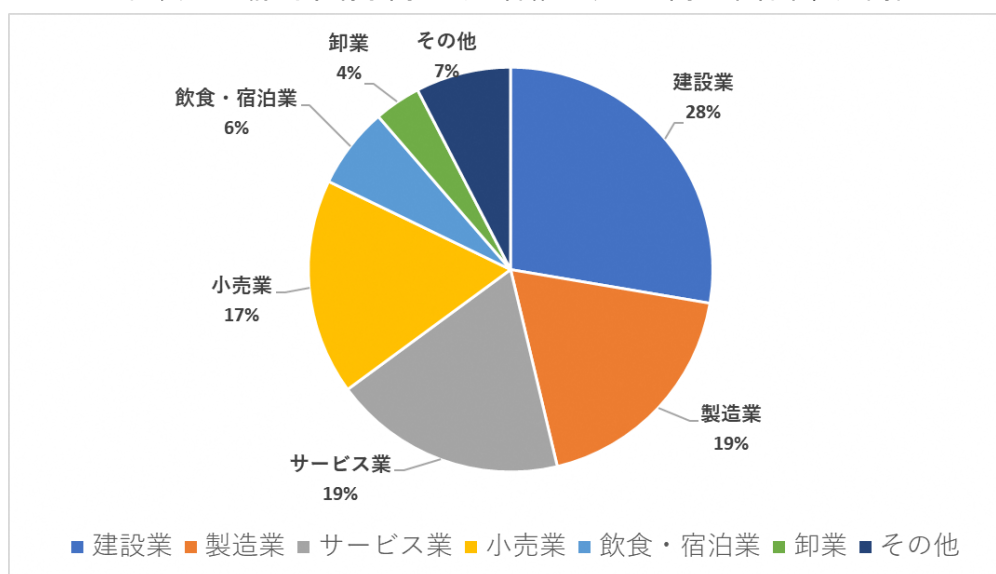
	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	合計
商工業者数	585	394	79	365	137	394	161	2,115
小規模事業者	564	332	69	339	132	363	123	1,922
割合	96.4%	84.3%	87.3%	92.9%	96.4%	92.1%	76.4%	90.9%

(出典：静岡市清水商工会 基幹システム)

※基幹システムとは、管轄地域の商工業者(商工会会員非会員を問わず全ての事業者)の情報を蓄積している当会独自のデータベースのことである。事業者数等は、当会が独自で調査をした数字であり、毎年巡回活動等で、事業所の廃業や代表者の変更等、事業者情報に変更があった場合、日々データを更新している。上記グラフも基幹システムよりデータを抽出し、本会管轄地域の5地区の事業者数を合計した数字となっている。

業種別の割合をみると、建設業(28%)、製造業(19%)、サービス業(19%)、小売業(17%)が高い割合を占めており、4つの業種が管轄地区内の中心となっていることが分かる。(図表11)

図表11 静岡市清水商工会 管轄地域内 商工業者業種別割合



(出典：静岡市清水商工会 基幹システム)

※基幹システムよりデータを抽出し、本会管轄地域の商工業者を業種別に割合を円グラフで示した。

当地区は、建設業・製造業・サービス業・小売業を中心に様々な業種の事業者が存在しているが、駅前等に個店が連なる商店街がない、大規模な工場地帯等がない等、特定の業種が一か所に集積している地域はなく、事業者は、各地区に点在している。

4. これまでの取組

(1) 当市の取組

ア 防災計画関係

- (ア) 地域防災計画及び津波防災地域づくり推進計画の策定
- (イ) 静岡市防災会議による防災計画の推進

イ 災害時協力協定・相互応援協定の締結

ウ 防災資機材・施設関係

- (ア) 防災無線等による情報伝達体制の構築
- (イ) 防災用資機材の設置及び分散備蓄
- (ウ) 避難地・避難所・救護所の指定及びコミュニティ防災センター等の設置

エ 津波対策

- (ア) 津波避難ビルの指定及び津波避難ビル整備事業に対する助成
- (イ) 津波避難タワー、津波避難誘導標識等の整備
- (ウ) 東名高速道路のり面（盛土斜面）使用協定の締結

オ 土砂災害防止対策（土砂災害危険箇所の整備等）

カ 地震等防災訓練

- (ア) 総合防災訓練、地域防災訓練、津波避難訓練等の実施

キ 防災意識の啓発

- (ア) 自主防災組織の活性化と住民の防災意識啓発を目的とした市政出前講座の開催
- (イ) 地区防災会議（三者会合・四者会合）の開催
- (ウ) 静岡市防災マップ、洪水ハザードマップ、津波避難マップ等作成・配布

ク 自主防災組織関係

- (ア) 自主防災組織及び自主防災連絡会の組織
- (イ) 防災指導員制度の導入及び防災技能者の育成
- (ウ) 防災資機材購入等に係る助成

ケ その他

- (ア) 国民保護法関係事業
- (イ) 水防関係事業
- (ウ) 建築物の耐震化事業
- (エ) 公共施設の耐震化計画
- (オ) 耐震性貯水槽の整備 他

(2) 当会の取組

ア 事業者 BCP セミナーの開催

当会では、BCP 支援に長けた専門の講師を招き、BCP の重要性や BCP(事業継続計画)の作成方法等をテーマに定期的に事業者向け BCP セミナーを開催している。直近では、2018 年 10 月にセミナーを実施しており、26 名の参加があった。

イ BCP に関する国や県の施策の周知

国や県の BCP に関する施策を巡回・窓口での案内、ホームページに掲載、会員向け定期発送(2カ月に 1 回)にて管轄地区内の事業者向けに周知をしている。

ウ ハザードマップの提供

静岡市で作成している「防災マップ」「津波避難マップ」等を当会事務所に備え、来会した事業者等に配布をしている。

エ 外部研修会への参加

静岡県商工会連合会が主催の研修や、中小企業大学校が主催する研修への積極的な参加を促し、職員の BCP 等に関する知識や支援能力の向上を図っている。

II 課題

(1) 中小企業に対する災害リスクの周知不足

上記「2. 地域の災害リスク」で述べたとおり、本会管轄地域は災害が発生した場合甚大な被害が想定されている地域である。地元の中小企業に対する災害リスク等の周知については、商工会の窓口等で、静岡市が作成しているハザードマップ等を通じ情報提供しているが、周知が限定的であり、事業者に対する災害リスク等の情報発信が不足している。

また当会で勤務する職員にあたっては、管轄地区内で発生する災害リスク等について十分に把握していない。そのため、事業者に対し当地区で発生しうる災害リスク等について情報提供をすることができず、災害リスクの周知不足に繋がっている。

(2) BCP に関する情報・支援不足

本会管轄地域は、小規模事業者(特に家族のみで経営している事業者)が多く、BCP の関心が低く、BCP に取組む意識も薄く優先順位も高くない。また当会の事業者に対する支援においても事業計画策定支援や販路開拓支援が中心になっており BCP に関する支援は少なく支援の比重も低い。

そのため BCP のメリットや必要性について事業者に周知が進んでおらず、BCP の策定支援まで繋がっていない。

(3) 災害発生時の体制の不整備

地震や台風等の緊急時にどのような対応をするかについて組織的な体制が不整備である。現在当会は 2 回の合併を経て 5 つの支所から成り立っている商工会であり、各地区の支所に職員が離れて勤務している。そのため災害発生時に各支所の職員が適切な行動をして災害リスクから身を守るため、事前に緊急時の連絡方法等組織的な体制の構築が求められる。

また当会が立地している場所も上記「2. 地域の災害リスク」で示したとおり、災害被害が想定されている地区であり、災害に対する防災・減災の対策が必要となるが、防災備品の備蓄等ができていない。また地震発生時には津波等から避難するため迅速な行動が求められるが、避難経路や避難場所等を職員が把握しておらず、緊急時に対する対応ができていない。

(4) 関係機関との連携不足

災害等の情報提供や BCP の取組みについては、当会だけで実施するのは不可能であり、静岡市をはじめとする各関係機関と連携し、支援を行っていくことが必要となる。

しかし現在当会においては、各関係機関との連携が不足しており緊急時等における具体的な連携体制やマニュアルが整備されていない。

Ⅲ 目標

(1) 地区内中小企業者に対する災害リスク等の周知徹底

当地区で発生することが予想される災害リスク等について、巡回・ホームページや定期発送を通じ、積極的な周知を行う。周知の方法については、特に巡回による周知に力を入れ直接説明することで、災害リスク等を認識してもらい災害の事前対策を促す。職員の巡回による災害リスク等の周知を強化するため、関係機関や外部の専門家を招き職員の災害リスク等の情報の提供や災害対策の理解を深める。

(2) BCP 支援件数の増加

上記(1)の巡回等による周知を行う中で、BCP の重要性についても理解を促す。事業者の中には、BCP と聞くと「災害のためだけの準備」「BCP の取組は売上やメリットに繋がらない」と思っている事業者が多く、積極的に BCP に取り組まない事業者が多い。BCP は、災害等が発生した状況において、限られた経営資源の中、短時間で対応する方法を考え、実際の状況に応じて柔軟に行動が起こせるように訓練することである。つまり、日々の経営改善(業務の効率化)と同じ意味を指すものである。

そこで、BCP の取組により業務改善や売上が増加している事例等を示すことで、BCP の重要性を認識してもらい、BCP 策定支援に繋げる。BCP の重要性については、地震や台風等の災害だけではなく、新型コロナウイルスなど、突発的な緊急事態を含め、企業に起こりうるリスクを総合的に考え説明する。

また中小企業の中でも特に人員やノウハウ等の経営資源に乏しい小規模事業者については、いきなり事業継続計画(BCP)の作成は難しく、また作成したとしても継続的な実施が難しいと考えられる。そのため小規模事業者に対する BCP 支援については、例えば経営資源が一定期間(1日・3日・1週間)使えなくなることは、大災害でなくても日常的に起こり得ることで、こうした日常的なトラブルへの対策を考えることで BCP 支援へと繋げていく。

(3) 災害等に対する本会における組織体制の強化

「静岡市清水商工会事業継続計画(BCP)」を作成し、地震や台風等の災害発生時に対する組織的な体制の構築や防災・減災対策の強化を実施する。緊急時の連絡方法や台風時の出勤等のルールを決め災害時、各職員が適切な行動をとれるようにする。また地震や台風等の災害だけでなく、新型肺炎等の突発的な緊急事態についても適切に対応するため組織体制の強化を図る。

防災・減災対策としては、備蓄品リストを用意し各支所に防災備品を備える。また職員が各地区の避難場所や避難経路を確認し、災害発生時に迅速な行動をとるようにする。

組織体制の構築と併せて、職員の資質向上も同時に図る。本会の職員においては、BCP 支援に関わる機会が少なく、支援能力を高める必要がある。そのため講師を招き勉強会を開催する等、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を実施する。

(4) 関係機関との連携体制の強化

災害発生後速やかな復興支援策が行われるよう、関係機関との連携体制を平時から構築する。特に本会管轄地域の市町村である静岡市との連携を強化する。災害や施策等の情報交換や災害発生時の被害報告を行う仕組み等を構築するため、静岡市との連携を強化する。

(5) 共済・保険制度の加入件数

巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談等を実施する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する

<1. 事前の対策>

当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

① 職員向け災害リスク対策勉強会の開催

外部のBCP専門家を招き、当地区の災害リスク等の情報提供、災害リスク対策の理解、保険の必要性の知識習得、BCP策定ノウハウ等、小規模事業者に対して、巡回や窓口指導時等に提供できる知識・ノウハウを勉強会を実施することで習得する。勉強会の講師は、下記「⑤関係団体等の連携」に記載しているあいおいニッセイ同和損害保険株式会社・東京海上日動火災保険株式会社や専門家登録している講師の中から選定する。

勉強会で学んだBCP策定ノウハウ等は、データとして保存し、全職員がいつでも閲覧できる状態にする。また毎月開催している経営指導員等会議の中で、職員が実施したBCP支援について他の職員と共有することで、支援ノウハウを組織内で共有する体制を構築する。

② 職員による当会業務の情報共有の徹底

災害が起こると、交通機関の運休や道路の通行止め等が発生し、職員が職場に出勤できないことが考えられる。当会でも、他の地区や他の市町村から通勤している職員が多く、災害の状況によっては、交通手段がなく出勤できない職員も多い。そこで1人の職員がいないため、業務が止まることがないように、普段から職員間の情報共有を徹底したり、業務の担当を定期的に変更したりする。例えば記帳担当職員の場合、記帳指導先を担当者内で定期的に変更し、1つの企業を2人ないし3人で指導できる体制を構築する。

③ 小規模事業者に対する災害リスク等の周知

・巡回や窓口の指導の際、静岡市作成のハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。当会で提供できる保険・共済等については下記のとおりとなる。

【商工会の業務災害保険】

あいおいニッセイ同和や損保ジャパン日本興亜等4社が引受保険会社となっている商工会会員向けの保険であり、団体契約による多数割引がある保険となる。保険の基本は、労災事故の損害賠償金や費用保険金等となるが、オプションで地震・噴火またはこれらによる津波まで、天災によるケガも補償する。

【ビジネス総合保険】

賠償責任(PL賠償、リコール、情報漏洩、施設賠償、業務遂行賠償等)リスクの補償、事業休業の補償等に関わる補償を一本化して加入できる保険である。台風による倉庫が破損し、倉庫内の商品が吹き飛んだ等、風災・雹災・雪災の災害により被害に対する休業損失や物損害の補償等がある。

【商工会福祉共済】

商工会会員向けの共済であり、ケガや病気になった際の入院・手術に対し、共済金が支払われる制度となる。天災(地震・噴火またはこれらによる津波)でもケガの補償があり、死亡・後遺障害・手術・入院・通院に対して共済金が補償される。

- ・大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発信時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。
- ・当会会報「スクラム」や市会報、ホームページ、巡回・窓口等において、国や県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。新型コロナウイルス等の突発的な緊急事態に対する国や県の施策等の情報は、日々更新されることが予想される。本会においては、緊急事態の支援体制として、施策等の情報を経営指導員等で共有し、事業者へ迅速かつ適切に情報の提供を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介等を実施する。

④ 静岡市清水商工会「事業継続計画」の作成

当会は、令和2年度事業継続計画を作成(別添)

⑤ 関係団体等との連携

専門性が必要とされる BCP 策定等の支援について、商工会職員だけでは、支援が十分に行き届かないことが考えられる。そこで災害や BCP に対し適切な情報やノウハウも持つ専門家である各保険会社と連携し事業者の支援にあたる。また本支援計画の状況確認のため、県・市・商工会議所等と連絡会を実施する。連携する保険会社及び実施する災害・BCP 対策支援については下記のとおりとなる。

ア あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との連携

全国商工会連合会とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は相互に幅広い連携・協力関係を構築し、地域の小規模事業者等の労務リスク対策を支援するために、「小規模事業者等の労務リスク対策支援に関する連携協定」を2018年11月21日に締結した。

a 小規模事業者に対する災害リスクの周知

「ハザードマップ web アプリ」を活用し会員事業者の事業所所在地のハザード情報をピンポイントで5つの項目(地震・津波・浸水・土砂災害・台風)についてレポートを提供し、自然災害等のリスク及び取組・対策等について説明する。また火災保険や自動車保険の見直し等、事業継続に関わる損害保険の相談に対応する。

b BCP 策定支援

あいおいニッセイ独自のツール「BCP キットくん」を活用し、簡易に自社の BCP を作成する。また BCP 策定支援セミナーや BCP 訓練セミナー等を開催し、BCP 策定の重要性等の周知を図る。

イ 東京海上日動火災保険株式会社との連携

全国商工会連合会と東京海上日動火災保険株式会社は、小規模事業者に対する自然災害等のリスク対策を支援するため、2017年11月29日に「小規模事業者等に関するリスクマネジメント支援に関する協定」を締結した。

a 小規模事業者に対する災害リスクの周知

会員事業者の事業所所在地のハザード情報をピンポイントで分かりやすいレポートで提供し

自然災害等のリスク及び取組・対策等について説明する。

b BCP 策定支援

商工会と東京海上日動が共同で作成した中小企業・小規模事業者のための事業継続計画(BCP)シートをもとに、BCP 策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

ウ 静岡市事業継続力強化支援連絡会の開催

当会や静岡市をはじめとする関係団体で「静岡市事業継続力強化支援連絡会」を開催(通常年 1 回・必要に応じ適宜)し、本支援計画の状況確認や改善点等について協議する。

静岡市事業継続力強化支援連絡会
(計画の進捗状況や改善点等の確認)

[構成員] 静岡市
静岡市清水商工会
静岡商工会議所
静岡県 BCP 協同組合
[オブザーバー] 静岡県

⑥ フォローアップ

小規模事業者の BCP 等の取組状況の確認を行う。BCP は策定して終わってしまう事業者が多く、計画通りに実施されているか日々確認する必要がある、必要があれば計画の変更をすることが重要となる。定期的な巡回を実施し取組状況等を確認し、適切な支援を行う。また必要があれば外部の専門家を招き、職員と専門家が協力して BCP の支援にあたる。

⑦ 当該計画に係る訓練の実施

自然災害(マグニチュード 8 の地震)が発生したと仮定し、静岡市との連絡ルートの確認等を半年に 1 回程度行う(訓練は必要に応じ実施する)。

<2. 災害後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。安否確認は、「商工会災害システム(職員の被害報告)」を活用する。各職員がシステムにログインして必要情報を入力、登録を行い報告する。

発災時において、当会と当市の間で職員の安否確認の結果や大まかな被害状況等を共有する。情報を共有する連絡方法としては、事務所の固定電話又は E メールを使用する。

② 応急対策の方針決定

当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。被害の状況と想定する応急対策の内容については、下記「被害規模の目安と想定する応急対策の内容」を判断基準に対策を講じる。

被害規模の目安と想定する応急対策の内容(判断基準)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な災害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害は発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	(1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 (2) 被害調査・経営課題の把握業務 (3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	(1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 (2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	特に行わない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1週間	1日に2回共有する
2週間～3週間	2日に1回共有する
4週間～2ヶ月	3日に1回共有する
2ヶ月以降	1週間に1回共有する

〈3. 災害時における指示命令系統・連絡体制〉

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

小規模事業者の被害状況の把握及び報告については全国商工会連合会が開発した「商工会災害システム」を活用する。商工会災害システムは、商工会職員等が確認した被災状況を本システムから携帯端末等を入力し情報を共有するもので、被災状況の入力や報告を簡易的に実施するための支援システムである。入力した被災状況は CSV でデータを書き出すことが可能であり、被災状況の報告を迅速に行うことができる。入力箇所の備考欄に必要な物資や要望等を記載することで、現在被災地が必要としている物資や支援の情報を静岡市等に適切に報告することができる。なお商工会災害システムにより把握及び入力する被災状況については下記のとおりとなる。

【商工会災害システム把握及び入力情報】

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者 ・ 家族 ・ 従業員 (軽傷 重傷 行方不明 死亡)
物的被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗工場(全壊・半壊・一部破損・床上浸水等) ・ 社長自宅(全壊・半壊・一部破損・床上浸水等) ・ 商品 ・ 機械 ・ 器具備品 ・ 車両
被害額(円)	
写真	被害を受けた状況
備考	企業の業種、必要な物資、要望事項等

【商工会災害システム「会員の被害報告」 一部抜粋】

商工会災害状況報告システム

静岡県静岡市清水商工会 MENU

[会員]の被害報告 ※は必須

被害状況を入力し、[確認]をクリックして下さい。

1.会員名※ :

所属 : 親会 青年部 女性部 壮青年部

2.地区名 :

3.被害状況※ : あり なし

4.人的被害状況

(1)経営者 : ▼

(2)家 族 : ▼

(3)従業員 : ▼

5.物的被害状況

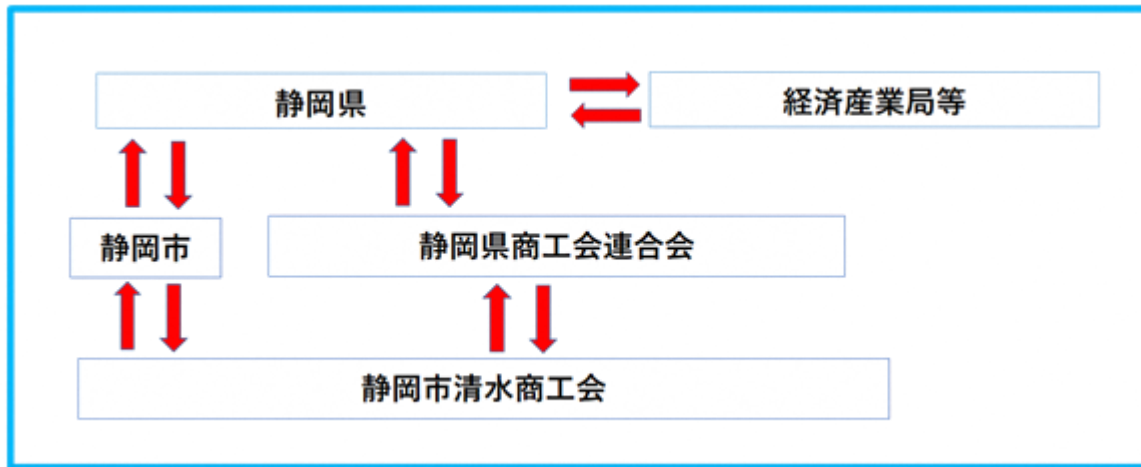
(1)店舗工場 : ▼

(2)社長自宅 : ▼

(3)商 品 : あり なし

商工会で把握した被害等の情報は速やかに静岡市及び静岡県商工会連合会に報告する。上記システムから抽出した CSV データを静岡市に E メールにて報告する。静岡市は、商工会から報告のあった被害等の情報を速やかに静岡県に報告する。被害状況の連絡体制については、下記表「被害状況の報告体制」のとおりとする。

【被災状況の報告体制】



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、静岡市と協議し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。また必要に応じ出張窓口相談を実施する。国や静岡県より依頼を受けた場合は、これに従い特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。本会各支所の職員は、災害が発生し、安全確認ができた後概ね1週間以内を目安に事業所を訪問し、「商工会災害状況報告システム」を活用して人的・物的被害状況等を確認する。また地区内の被害状況等が落ち着いた段階(安全確認ができた後概ね2週間～3週間)において、事業継続の意思の確認や経営課題(資金繰り・保険請求手続き等)の抽出の調査を行う。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や静岡県、静岡市等の施策)について積極的に情報収集し、地区内小規模事業者等に周知を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・静岡県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を静岡県等に相談する。
- ・国や静岡県、静岡市が提供する復興施策について、管轄地区の事業者に対し積極的な周知を行う。また静岡県や静岡県商工会連合会等で開催する販路回復・拡大施策として物産展等がある場合も同様、情報の提供を行い小規模事業者の支援を実施する。

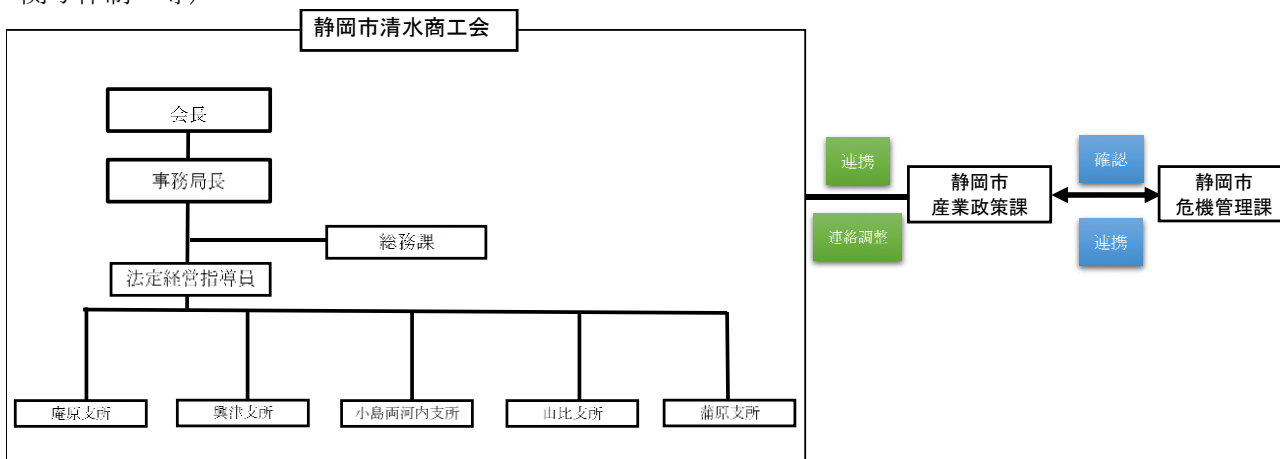
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年4月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

■氏名： 矢部田 久幸

■連絡先： 静岡市清水商工会 TEL：054-369-0431

②該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

法定経営指導員を中心として、各支所の経営指導員と連携し本計画の具体的な取組みや実行を行うものとする。

事業継続力強化支援計画に基づく進捗の確認や見直しは年に一度程度行うものとする。

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

静岡市清水商工会

〒424-0204 静岡県静岡市清水区興津中町1904

TEL：054-369-0431 FAX：054-369-6224

E-mail: info@ss-sci.or.jp

②関係市町村

静岡市役所 経済局 商工部産業政策課

〒424-8701 静岡県静岡市清水区旭町6-8

TEL：054-354-2346 FAX：054-354-2132

E-mail: sangyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
セミナー開催費	50	50	50	50	50
専門家派遣費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、静岡市補助金、静岡県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
①あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 住所：東京都渋谷区恵比寿 1-28-1 代表者：代表取締役社長 金杉恭三 ②東京海上日動火災保険株式会社 住所：東京都千代田区丸の内 1-2-1 代表者：取締役社長 広瀬伸一
連携して実施する事業の内容
① 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ② BCP 策定支援
連携して事業を実施する者の役割
①会員事業者の事業者所在地のハザード情報の提供、保険の見直し相談等 ②BCP 策定ツールの提供、指導及び助言
連携体制図等